

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
◎告示（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置）の一部改正（漁業管理課） （11・7 掲示）	1
○令和5年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）	4
○国土調査の成果の認証（用地対策課）	4
公 告	
○県営土地改良事業の計画の変更（農地中間管理事業）（農業基盤課）	4
落札公告	
○落札者等の公告（2件）（管財課）	4

告 示

高知県告示第706号の2

令和2年12月高知県告示第932号（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置）の一部を次のように改正する。

令和5年11月7日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

7の(1)の表中

「

操業区域3	5月1日から10月31日まで	50馬力（143キロワット）以下の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	0	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
-------	----------------	--------------------------------------------	--------------------	---	---------------------------

」

を

「

操業区域3	5月1日から10月31日まで	50馬力（143キロワット）以下の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	7	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
-------	----------------	--------------------------------------------	--------------------	---	---------------------------

」

に改め、9の(1)の表中

「

たい三枚網	操業区域26	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	1	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
-------	--------	----	---------------------	--------------------	---	---------------------------

」

を

「

たい三枚網	操業区域26	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	1	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
底魚その	操業区域27	周年	許可証に記	許可証に記載	10	漁業権区域

」

他三枚網			載されている推進機関の馬力数	されている船舶の総トン数		で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域28	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	30	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者	
操業区域29	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	6	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者	
操業区域30	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	4	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者	

に改め、9の(3)中

「ハ 操業区域26

点の位置

基点甲 以布利港沖防波堤北灯台

基点乙 窪津崎灯台

点ア 基点甲から磁針方位71度0分の線と基点乙から磁針方位16度0分の線との交点
土佐清水市以布利・窪津界(青木谷)共同漁業権境界基点から磁針方位50度0分の線及び
同市津呂・伊佐界(音無川)共同漁業権境界点から磁針方位96度0分の線により区切られた
海域中距岸1,000メートル以上4,000メートル以内の区域。ただし、点アから磁針方位82度0
分の線以北の区域を除く。」

を

「ハ 操業区域26

点の位置

基点甲 以布利港沖防波堤北灯台

基点乙 窪津崎灯台

点ア 基点甲から磁針方位71度0分の線と基点乙から磁針方位16度0分の線との交点
土佐清水市以布利・窪津界(青木谷)共同漁業権境界基点から磁針方位50度0分の線及び
同市津呂・伊佐界(音無川)共同漁業権境界点から磁針方位96度0分の線により区切られた
海域中距岸1,000メートル以上4,000メートル以内の区域。ただし、点アから磁針方位82度0
分の線以北の区域を除く。

ヒ 操業区域27

点の位置

基点甲 安芸市伊尾木砥石谷尻左岸共同漁業権境界基点
基点乙 旧伊尾木村・川北村界共同漁業権境界基点
基点丙 安芸市川北千如島共同漁業権境界基点
基点甲から磁針方位222度0分の線及び基点丙から磁針方位204度0分の線により区切られ
た海域中基点甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。た
だし、次に掲げる区域を除く。

(ア) 区画漁業権の漁場区域

(イ) 基点甲から磁針方位222度0分の線及び基点乙から磁針方位209度0分の線により区
切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域

フ 操業区域28

点の位置

基点甲 安芸市川北千如島共同漁業権境界基点

基点乙 安芸市西浜安芸漁港西内港防波堤の突端

基点丙 安芸市穴内新城の鼻突端の岩

基点甲から磁針方位204度0分の線及び基点丙から磁針方位190度0分の線により区切られ
た海域中基点甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合500メートルの線に至る区域。ただし、
次に掲げる区域を除く。

(ア) 区画漁業権の漁場区域

(イ) 第二種共同漁業権の漁場区域

(ウ) 基点乙から磁針方位195度0分の線及び基点丙から磁針方位190度0分の線により区
切られた海域中基点乙丙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域

ヘ 操業区域29

点の位置

基点甲 安芸市穴内新城の鼻突端の岩

基点乙 安芸市穴内八流共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位190度0分の線及び基点乙から磁針方位186度0分の線により区切られ
た海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。た
だし、区画漁業権の漁場区域及び第二種共同漁業権の漁場区域を除く。

ホ 操業区域30

点の位置

基点甲 安芸市赤野赤野川尻左岸赤岩共同漁業権境界基点

基点乙 安芸郡芸西村長谷寄穴瀬泉漁場基点第42号

基点甲から磁針方位186度0分の線と基点乙から磁針方位185度0分の線により区切られ
た海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域」

に改め、13の(1)の表中

いわし、 雑魚小型 定置	操業区域3	周年	定めなし	定めなし	0	漁業権者の 同意のある 者
	操業区域4	周年	定めなし	定めなし	13	漁業権者の 同意のある 者
	操業区域5	周年	定めなし	定めなし	0	漁業権者の

						同意のある者
	操業区域6	周年	定めなし	定めなし	1	漁業権者の同意のある者

を

いわし、 雑魚小型 定置	操業区域3	周年	定めなし	定めなし	1	漁業権者の同意のある者
	操業区域4	周年	定めなし	定めなし	0	漁業権者の同意のある者
	操業区域5	周年	定めなし	定めなし	13	漁業権者の同意のある者
	操業区域6	周年	定めなし	定めなし	0	漁業権者の同意のある者
	操業区域7	周年	定めなし	定めなし	1	漁業権者の同意のある者

に改め、13の(3)中

「ウ 操業区域3

を

「ウ 操業区域3

点の位置

- 点A 北緯33度24分02秒、東経134度01分05秒
- 点B 北緯33度23分44秒、東経134度01分14秒
- 点C 北緯33度23分52秒、東経134度01分37秒
- 点D 北緯33度24分10秒、東経134度01分28秒
- 点E 北緯33度25分03秒、東経134度00分58秒
- 点F 北緯33度24分46秒、東経134度00分46秒
- 点G 北緯33度24分36秒、東経134度01分06秒
- 点H 北緯33度24分53秒、東経134度01分18秒

点Aから点Dまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点Dと点Aとを直線で結んだ線により囲まれた海域並びに点Eから点Hまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点Hと点Eとを直線で結んだ線により囲まれた海域

エ 操業区域4
に、「エ 操業区域4」を「オ 操業区域5」に、「オ 操業区域5」を「カ 操業区域6」に、「カ 操業区域6」を「キ 操業区域7」に改める。」

高知県告示第712号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

令和5年11月14日

高知県知事 濱田 省司

- 1 男子及び女子(令和6年3月及び4月採用予定)
 - (1) 募集期間
随時(最終期限は、令和5年11月29日(水))
 - (2) 試験種目、試験期日及び試験会場等

試験種目	試験期日	試験会場等
筆記試験 適性検査	令和5年12月2日(土)から同月4日(月)までの間のいずれか1日(筆記試験及び適性検査は、同日内とすること。)	受験者が保有する端末からインターネット回線を利用する方法により実施する。
口述試験 身体検査	令和5年12月10日(日)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

- 2 問い合わせ先
自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128
ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/peo/kochi/>

高知県告示第713号

土佐清水市下川口の一部地区並びに安芸郡東洋町河内及び野根の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月14日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査を行った者の名称
 - (1) 土佐清水市
 - (2) 東洋町
- 2 調査を行った地域及び時期
 - (1) 土佐清水市下川口の一部
令和2年度及び令和3年度
 - (2) 安芸郡東洋町河内及び野根の各一部
平成27年度から令和2年度まで
- 3 成果の名称

- (1) 土佐清水市地籍図及び地籍簿
- (2) 東洋町地籍図及び地籍簿

- 4 認証年月日
令和5年11月14日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第16項の規定により、県営土地改良事業(下ノ加江地区農地中間管理機構関連農地整備事業(区画整理))の計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年11月14日

高知県知事 濱田 省司

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和5年11月14日から同年12月13日まで
- 3 縦覧場所
土佐清水市役所
- 4 その他
この土地改良事業の計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業の計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該土地改良事業の計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和5年11月14日

高知県知事 濱田 省司

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量
高知県庁本庁舎で使用する電気 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県総務部管財課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日
令和5年10月20日

- 4 落札者の氏名及び住所
日本エネルギー総合システム株式会社 香川県高松市林町1964番地1
- 5 落札金額
63,451,052円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
令和5年8月29日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和5年11月14日

高知県知事 濱田 省司

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量
高知県庁西庁舎で使用する電気 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県総務部管財課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日
令和5年10月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本エネルギー総合システム株式会社 香川県高松市林町1964番地1
- 5 落札金額
34,166,258円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
令和5年8月29日